

## 今治市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、今治市農業委員会は、以下のとおり、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）を募集します。

### 1 募集人員 20人

担当区域及び定数は下記のとおりです。

担当区域名称	区域	定数
第1地区	旧今治市のうち蒼社川の西部	3人
第2地区	旧今治市のうち蒼社川の東部	4人
第3地区	朝倉及び玉川町	3人
第4地区	波方町、大西町及び菊間町	4人
第5地区	吉海町、宮窪町及び白方町	3人
第6地区	上浦町、大三島町及び関前	3人

※ 区域の詳細は、今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程（平成29年農業委員会規程第1号）別表をご覧ください。

### 2 身分 今治市特別職の非常勤職員

### 3 任期 委嘱日から令和8年7月19日まで（委嘱日は令和5年7月20日以降）

### 4 報酬 今治市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年今治市条例第38号）に定める額

### 5 推進委員の要件

- （1）農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有すること。
- （2）委嘱日において、市内に住所を有すること。ただし、特別の事情があると農業委員会が認めるときは、この限りではありません。
- （3）今治市の一般職の職員でないこと。
- （4）暴力団員等（今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定するもの）でないこと。
- （5）破産手続開始の決定を受けておらず、又は決定の後に復権している者であること。
- （6）禁固以上の刑に処せられておらず、又はその刑の執行を終え若しくはその刑の執行を受けることがなくなった者であること。
- （7）法令により兼務を禁止される職に就いていないこと。

### 6 推薦及び応募の方法

- （1）推薦



- (2) 推薦者が個人の場合は、推薦者の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者が団体の場合は、推薦者の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦者の性格を明らかにする事項
- (4) 推薦し又は希望する担当区域
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦を受けた者又は応募した者が重ねて農業委員に推薦を受け又は応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者又は応募した者の区域別の人数

問い合わせ先

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

今治市農業委員会事務局

TEL 0898-36-1591